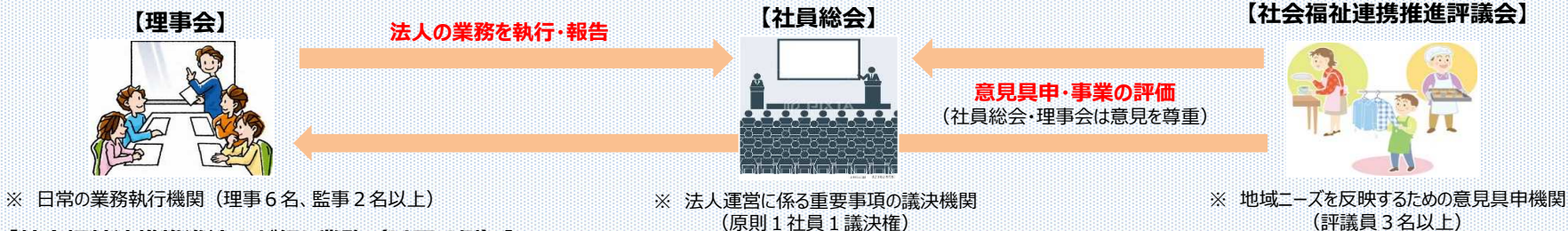


社会福祉連携推進法人制度（概要）

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

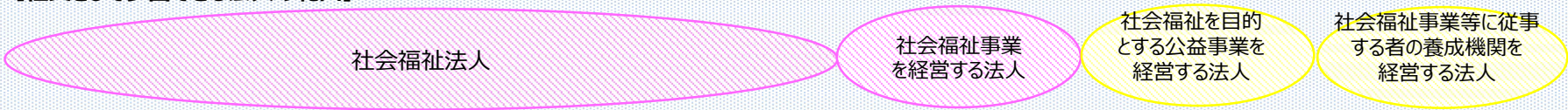
①地域福祉支援業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 	②災害時支援業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援 	③経営支援業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行 	④貸付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け 	⑤人材確保等業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整 	⑥物資等供給業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給
---	---	---	--	--	--

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

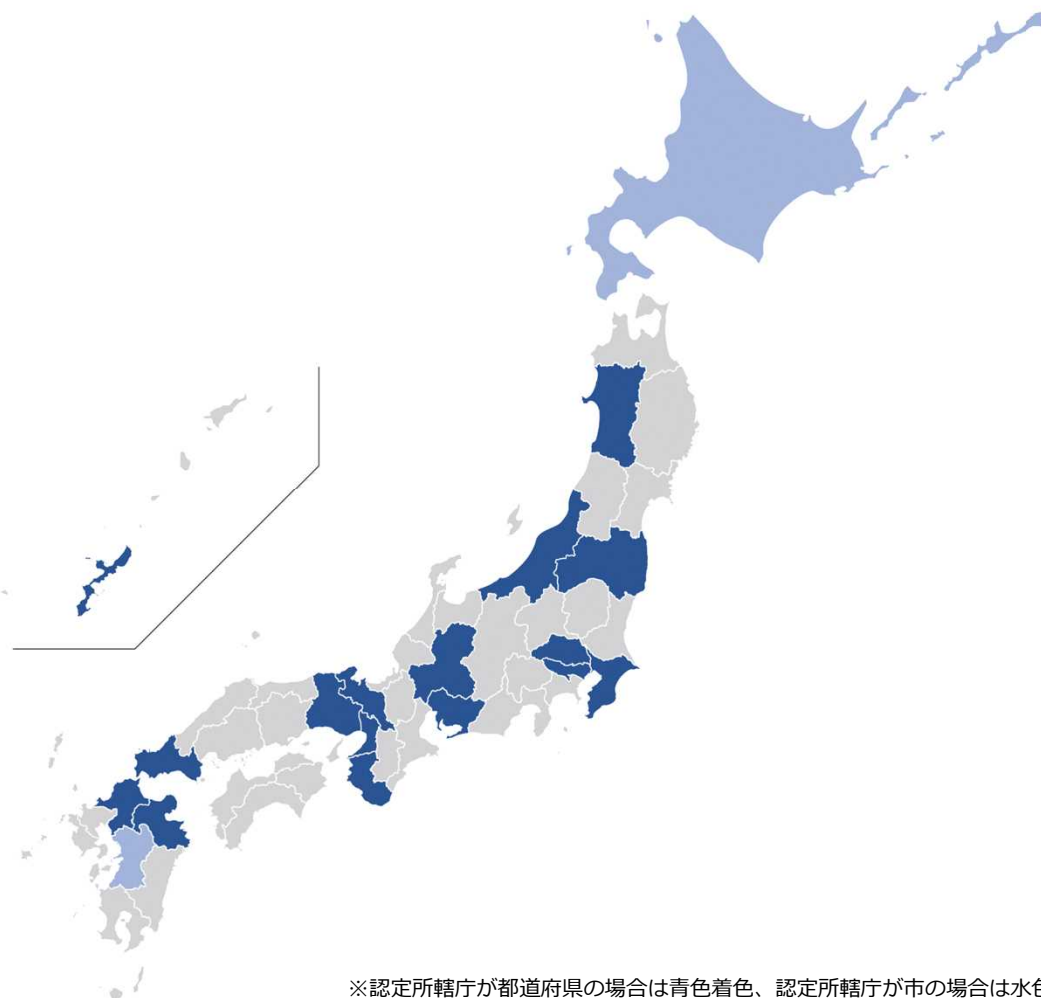
		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更に つながるため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による



社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年11月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**33法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載

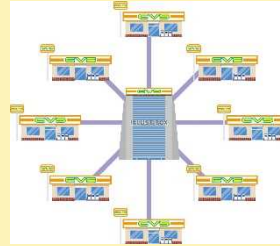


※認定所轄庁が都道府県の場合は青色着色、認定所轄庁が市の場合は水色着色
 （同一都道府県内に複数の社会福祉連携推進法人があり、認定所轄庁が都道府県及び都道府県管内市のいずれもある場合も青色着色）

	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	社会福祉連携推進法人リガール	京都府	令和4年5月10日
2	社会福祉連携推進法人リズムウェル	大阪府	令和4年6月17日
3	社会福祉連携推進法人日の出医療グループ	兵庫県	令和4年8月1日
4	社会福祉連携推進法人光る福祉	千葉県	令和4年10月13日
5	社会福祉連携推進法人 一五戸共栄会	東京都	令和4年11月4日
6	社会福祉連携推進法人あたらしい保育イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日
7	社会福祉連携推進法人青海波グループ	東京都	令和4年12月8日
8	社会福祉連携推進法人黎明	岐阜県	令和5年1月27日
9	社会福祉連携推進法人圏経営支援協会	東京都	令和5年1月30日
10	社会福祉連携推進法人福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日
11	社会福祉連携推進法人きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日
12	社会福祉連携推進法人さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日
13	社会福祉連携推進法人幸福ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日
14	社会福祉連携推進法人乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日
15	社会福祉連携推進法人ジョイント&リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日
16	社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日
17	連携推進法人みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日
18	社会福祉連携推進法人秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日
19	社会福祉連携推進法人となりの	愛知県	令和5年9月19日
20	社会福祉連携推進法人キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
22	社会福祉連携推進法人大和会	東京都	令和6年3月26日
21	社会福祉連携推進法人人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
23	社会福祉連携推進法人いーまーる	沖縄県	令和6年11月29日
24	社会福祉連携推進法人WTBASE	東京都	令和6年12月27日
25	社会福祉連携推進法人ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
26	社会福祉連携推進法人ルピナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
27	社会福祉連携推進法人東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
28	社会福祉連携推進法人神戸繋がり会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
29	社会福祉連携推進法人カムカムこうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
30	社会福祉連携推進法人Mirai	大阪府	令和7年3月13日
31	社会福祉連携推進法人はあとライン	山口県	令和7年7月25日
32	社会福祉連携推進法人RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
33	社会福祉連携推進法人More	福岡県	令和7年11月18日

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 複数法人が共同で一定の業務を行うことによる
スケールメリットの導入、経営コストの縮減



② 複数法人が負担する会費等で運営される
事務体制のシェアリング



⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による
地域に不足するサービス資源の創出



地域福祉の一層の推進

個々の社員（社会福祉法人等）の
経営基盤強化

③ 連携推進法人としてのブランディングによる
地域住民・求職者への訴求力強化



⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等
他法人が保有するサービス資源の共有



④ サービス手法、人材育成、新規事業所
開設等、他法人のノウハウの共有



社会福祉連携推進法人及び小規模法人の ネットワーク化による協働推進事業の取組の実例

社会福祉連携推進法人リガーレ（認定所轄庁：京都府）

- ・ 研修
連携法人が共同で確保した専任職員（スーパーバイザー）を中心に、5法人の施設長クラスの職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施。小さい法人単独では実施が難しい経験別・階層別研修を年間60回余り実施。
- ・ 人材確保共同事業
人材確保のために、各法人に総務部門責任者等で構成される人材確保専任職員と、採用2～3年目の若手職員によるリクルーターを選出し、学生とともに社員法人の施設を巡るバスツアーの企画や就職フェアへの出展、広報ツールの作成、大学・専門学校への訪問、ホームページ作成、リクルーター育成などの取組を実施。さらに、外国人技能実習生の受入も共同で実施。
- ・ スーパーバイザーによる巡回
社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走を実施。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを実施。

社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ（認定所轄庁：兵庫県）

- ・ 業務におけるICT化の推進
業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く担当し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供。
- ・ 一括購入
パソコン、無線機器、業務用スマートフォン、セキュリティソフト等の一括購入を実施。

社会福祉連携推進法人となりの（認定所轄庁：愛知県）

- ・ 法人後見
権利擁護の必要な障がい者や高齢者への支援が不足しているという課題に対し、行政、社会福祉協議会、弁護士、地元企業や地元銀行などの協力の下、家庭裁判所等との綿密な打ち合わせを経て、法人後見を受任。

福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク（事務局本部：熊本県阿蘇市の法人）

- ・ 人材確保・定着活動
HPでの魅力発信や学生のインターンシップ受け入れ、参加法人の職種別の交流会を実施。
- ・ ICT導入支援
参画法人の中でICTに関するノウハウ共有やオンライン会議の環境を整備。

気仙沼市本吉地区小規模法人連携事業協議会（事務局本部：宮城県気仙沼市内の法人）

- ・ 人材確保・育成事業
職員スキルアップ研修を実施し、今後は中堅職員の育成や交流の機会を創出に務める。
- ・ 地域への福祉啓発活動及び地域貢献活動
参画法人の福祉事業所の場所をマップにまとめて地域住民へ配布。こどもの帰宅時間に合わせたゴミ拾い活動を実施。


「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和3年度に行われた制度の自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

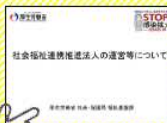
社会福祉連携推進法人制度に関連した動画を公開しました

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「**社会福祉連携推進法人制度**」が施行されます。施行に向け、**制度のポイント**や**取組のインタビュー**を動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。



- 1 制度の説明**

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。




視聴は画像をクリック！

または、厚生労働省トップページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活発達・福祉一般＞社会福祉法人制度＞社会福祉連携推進法人制度

以下の項目を解説しています。

 - 社会福祉法人の現状
 - 社会福祉連携推進法人について
 - 認定所轄庁の役割について
- 2 実践者インタビュー**

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。



視聴は画像をクリック！

または、厚生労働省トップページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活発達・福祉一般＞社会福祉法人制度＞社会福祉連携推進法人制度

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

 - 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成
 - 保育所経営の現状・課題と法人間連携
 - 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
社会・援護局福祉基盤課



厚生労働省
ホーム

カスタム検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・紛争・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活発達・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者との連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

関連動画

社会福祉連携推進法人制度のポイントや、法人間連携に取り組む実践者にお話を伺い、制度への理解を深めるための動画としてまとめました。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが可能となりますので、ぜひ以下の関連動画を視聴のうえ、社会福祉連携推進法人の設立をご検討ください。

- 1 制度の説明**
- 2 実践者インタビュー**

関係法令・通知

社会福祉連携推進

- 認定、運営関係
 - PDF: 社会福祉連携推進法人の認定等について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) [1MB]
 - Word: (別記様式1~9) 様式例 [80KB]
 - Word: (別記1様式) 資付事前合意書 [42KB]
 - Word: (別記2様式) 委託募集届出書及び労働者募集報告 [52KB]
 - Word: (別記3) 社会福祉連携推進法人定款例 [68KB]
 - PDF: 「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (No.1)」について (令和4年2月10日事務連絡) [1MB]
 - PDF: 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) [561KB]
- 会計関係
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準(令和3年11月12日厚生労働省令第177号) [263KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) [492KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) [245KB]

情報配信サービスメルマガ登録

子どものページ

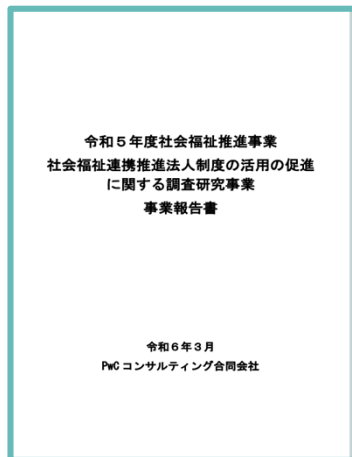
携帯ホームページ

携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

社会福祉連携推進法人・法人間連携プラットフォームの先行事例集、認定申請マニュアル

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

<事業報告書>



<事例集>



<認定申請マニュアル>



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

<掲載先URL>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム> インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガール

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であると、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.2億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組を促進する。
また、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、事業者が連携・協働しやすい体制を整備していくことが必要である。
- 利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を一層促進する。

2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



メニュー		
1 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	①	社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きを行う。
2 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	②	各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。
	③	福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。
	④	参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） → 資材購入や職員採用等事務を共同で処理することにより経営労務管理体制の効率化を図る。
	⑤	I C T技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、I C T技術を導入する。

（年間4,000千円、原則2か年）

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

② 対策の柱との関係

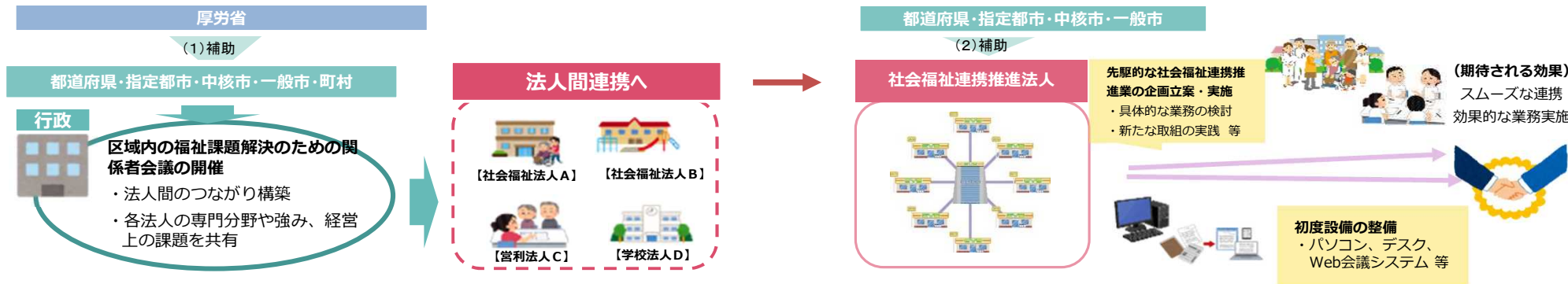
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- (1) 都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費
都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。
- (2) 社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施
社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助スキーム: 国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村
- 補助率: 定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。